

# 東浦町 公園施設長寿命化計画 (概要版)

愛知県知多郡東浦町

## 1. 都市公園整備状況

(平成30年12月末日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
54	22.54 ha	4.50 m <sup>2</sup> /人

## 2. 計画期間〔平成25年度～平成40年度(16箇年)〕

## 3. 計画対象公園

### 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
33	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	19	54

### 選定理由

公園施設の維持管理においては、子供を始め利用者の安全確保が最優先事項であり、施設の安全性や機能が失われないように予防していく事が求められる。

その上で、優先的に長寿命化計画の策定に取り組む都市公園として、東浦町内の全都市公園を選定する。

計画対象公園(近隣公園1箇所 街区公園33箇所 総合公園1箇所 広場公園18箇所 緑地1箇所)

公園番号	公園種別	名称	面積(ha)	公園番号	公園種別	名称	面積(ha)
1201	総合	於大公園	12.10	3408	街区	吹付西公園	0.32
2101	近隣	森岡自然公園	1.06	3409	街区	吹付東公園	0.13
3101	街区	森岡新池公園	0.13	3410	街区	藤塚公園	0.17
3102	街区	森岡中町公園	0.21	3411	街区	南ヶ丘中公園	0.38
3103	街区	大池南公園	0.11	3501	街区	浜田公園	0.10
3201	街区	石田公園	0.15	3502	街区	厄松池公園	0.12
3202	街区	緒川駅東2号公園	0.12	3601	街区	といまや公園	0.27
3203	街区	相生の丘北公園	0.10	3602	街区	上之山公園	0.16
3204	街区	相生の丘南公園	0.13	4301	緑地	みどり緑地	0.23
3205	街区	あさひ公園	0.66	5101	広場	祖母懐北公園	0.06
3206	街区	濁池西公園	0.28	5102	広場	下今池公園	0.05

3301	街区	高根中央公園	0.85	5103	広場	濁池北公園	0.05
3302	街区	高根南公園	0.74	5104	広場	森岡前田公園	0.07
3303	街区	卯ノ花公園	0.19	5201	広場	古城公園	0.07
3304	街区	高根北公園	0.34	5202	広場	札木公園	0.05
3305	街区	高根児童公園	0.10	5301	広場	西本坪公園	0.05
3306	街区	高根山公園	0.31	5401	広場	黒鳥公園	0.05
3307	街区	高根口公園	0.33	5402	広場	三本松公園	0.06
3308	街区	高根東公園	0.12	5403	広場	西平地公園	0.09
3309	街区	東浦葵ノ荘公園	0.16	5404	広場	平池台西公園	0.09
3401	街区	片葩の里公園	0.37	5405	広場	平池台東公園	0.07
3402	街区	かみね北公園	0.22	5406	広場	平林公園	0.10
3403	街区	かみね南公園	0.20	5407	広場	南ヶ丘北公園	0.08
3404	街区	なかね公園	0.13	5408	広場	南ヶ丘南公園	0.10
3405	街区	石浜駅前公園	0.07	5501	広場	門田公園	0.03
3406	街区	三ツ池公園	0.11	5502	広場	生路前田南公園	0.05
3407	街区	白山公園	0.15	5601	広場	荒子南公園	0.09

#### 4. 計画対象公園施設

##### 対象公園施設数

園路及び広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
273	373	357	179	8	8	67

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
2252	0	4	3521

##### これまでの維持管理状況

一般施設については、公園管理者による日常点検を月に1回行い、遊戯施設については、専門技術者による定期点検（劣化点検）を年に1回行っている。また、点検により発見された問題箇所に対しては、修繕を行う。なお、遊戯施設の定期点検結果は報告書として保管し、修繕については履歴書に記録を記入する。

##### 選定理由

限られた予算の中で、公園施設の機能保全のために撤去更新や維持保全、点検を計画的に行うことが求められる。

また、子供を始め利用者の安全確保のため、劣化や損傷を未然に予防していくことも求められる。

そこで公園施設の機能保全及び安全確保、ライフサイクルコストの縮減、費用の平準化を目指し、全ての公園施設を対象とする。

#### 5. 健全度を把握するための健全度調査の概要

点検調査は平成24年1月から平成30年12月までの期間に実施。

##### 一般施設、土木構造物、建築物

公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づいて、健全度調査を実施した。

健全度調査は遊具を除く3342施設のうち予防保全型管理の候補とした974施設について実施した。

a. 一般施設（956）：A判定：658施設、B判定：263施設

C判定：35施設、D判定：0施設

c. 土木構造物（9）：A判定：6施設、B判定：2施設

C判定：1施設、D判定：0施設

- d. 建築物 (9): A 判定 : 1 施設、 B 判定 : 6 施設  
C 判定 : 2 施設、 D 判定 : 0 施設

遊具等

日本公園施設業協会 (JPFA) が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-S : 2014」に準じた定期点検を行った。

- b. 遊具等 (179): A 判定 : 0 施設、 B 判定 : 130 施設  
C 判定 : 48 施設、 D 判定 : 1 施設

6 . 日常的な維持管理に関する基本方針

全ての公園施設について、公園管理者による日常点検を月に 1 回以上行うとともに、遊戯施設については、専門技術者による定期点検を年に 1 回行う。

本町の長寿命化計画対象公園の各施設については、処分制限期間が超過している施設が増えつつある中で、日常点検及び定期点検の際は劣化状況に注意して点検を行う。特に消耗部材を有する可動遊具に関しては、部材交換や補修を前提としているため、点検時に磨耗の度合い等を確認する。

- a . 一般施設等、 c . 土木構造物等、 d . 建築物等
  - ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、即時的な修繕を行う他、利用禁止等の措置を行う。
- b . 遊具等
  - ・日常点検及び年に 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
  - ・施設の劣化や損傷を把握した場合、即時的な修繕を行う他、利用禁止等の措置を行う。
  - ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

日常的な維持管理

種別	サイクル	設定根拠
維持保全 (清掃・保守・修繕)	長寿命化計画上は、1 回 / 年 (費用合計値)	公園施設長寿命化計画 策定指針 (案)
日常点検	長寿命化計画上は、1 回 / 年 (費用合計値)	公園施設長寿命化計画 策定指針 (案)

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

対象公園施設の中には、使用見込み期間が10年以上超過している施設も多く、できる限り早急な撤去・更新が必要となる。しかし、限られた予算の中で全ての施設への対応は困難であるため、健全度判定に基づいた緊急度を設定しつつ、優先順位を決めて施設の撤去・更新を行う。

本計画では、特に緊急度の高い施設として、全体的に劣化が進行している、もしくは利用し続けるためには部分的な補修が必要な健全度判定「C」以上の施設及び腐朽しやすく利用者への影響が大きいと見込まれる木製施設（ベンチ、案内板）のうち、処分制限期間が超過した施設を優先的に撤去・更新するものとする。

なお、改築・更新は、既存施設への更新や同種機能を持つ遊具への更新を前提として考える。

### 予防保全型に分類した施設

#### b. 遊具等

- ・使用見込み期間内に、塗装（1回/5年）及び部品交換（特定の可動遊具を対象に推奨交換サイクルに従う）を行い、劣化や損傷を予防するとともに、施設の延命化を図る。
- ・毎年、健全度調査（定期点検結果を活用）を実施し、施設の劣化損傷状況を確認するとともに、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直し（適切な対策方法や時期など）を行う。
- ・日常の維持保全の中で以上を発見した場合は、できる限り早急に定期点検を実施する。

長寿命化対策（遊具）

種別	交換サイクル	設定根拠
塗装	木製：1回/3年 その他：1回/5年	製造業者ヒアリング
部品交換 （特定可動遊具）	各部品の推奨交換サイクルに従う	「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2014」
部品交換 （上記以外可動遊具）	耐用期間内に1回	製造業者ヒアリング
洗浄入れ替え（砂場）	1回/3年	製造業者ヒアリング

### 事後保全型に分類した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の修繕や更新を行う。

### 使用見込み期間

- ・公園施設には、処分制限期間を大きく超えて使用されているものが存在するため、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づいて、使用見込み期間を設定  
使用見込み期間の設定（公園施設長寿命化計画策定指針（案）より）

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全型管理における 使用見込み期間
処分制限期間が 20年未満の施設	処分制限期間の2倍	処分制限期間の2.4倍
処分制限期間が 20年以上40年未満の施設	処分制限期間の1.5倍	処分制限期間の1.8倍
処分制限期間が 40年以上の施設	処分制限期間の1倍	処分制限期間の1.2倍

### 植栽の扱い

植栽の目的は、公園の美観向上、憩いの空間の創出、地域の環境改善への寄与などが挙げられる。本計画では、植栽管理の目的が継続的に達成されることを目指し、予備調査の際に、対象公園の植栽を目視にて確認し、各公園の植栽地ごとの特性を踏まえた管理目標・管理方法（内容）・頻度・費用を設定する。

## 8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した54公園における単年度当たりのライフサイクルコスト縮減額は約2,500万円となる。